

平成 26 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び 平成 27年度同指定校について

1 平成 26 年度生徒指導集中対策指定校 23 校の暴力行為発生件数の状況について

[小学校 4 校，中学校 17 校，高等学校 2 校]

注 1) 平成 26 年度の数值は，聴き取り速報値である。△は，減少を示す。

注 2) 指定前年度とは，平成 26 年度に新規に生徒指導集中対策指定校に指定された学校（新規校）では平成 25 年度，平成 25 年度に生徒指導集中対策指定校に指定され，平成 26 年度も継続して指定された学校（継続校）では平成 24 年度である。

【件】

			平成 26 年度 注 1)	指定前年度 注 2)	増減 (%)	目標値 (対指定前年度比)
	新規校数	継続校数				
SS 派遣校	4※	9	70	239	△169 (△70.7%)	80%減
SS 未派遣校	8	2	39	161	△122 (△75.8%)	50%減
合計			109	400	△291 (△72.8%)	—

※市スクールサポーター配置校である竹原市を含む

暴力行為の発生件数は，指定前年度と比較して 291 件，72.8%減少するとともに，小・中・高等学校いずれの校種においても減少した。スクールサポーター派遣校 13 校においては，指定前年度と比較して 169 件，70.7%減少し，80%減という目標値を達成していないものの，2 年連続 70%以上減少している。また，スクールサポーター未派遣校 10 校においても，指定前年度と比較して 122 件，75.8%減少し，50%減という目標値を超えて，大きな成果を上げた。

成果の上がった要因としては，校長がリーダーシップを発揮し，警察連携等の問題解決場面で明確な意思決定を行っていることや生徒指導部と教務部等の校務分掌間の連携を進め，授業改善担当者を中心に，児童生徒の学習のつまずきを把握し，基礎・基本の定着に向けた具体策が各授業において実践できていることなどが挙げられる。

2 平成 26 年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）121 校の状況について [小学校 69 校，中学校 44 校，高等学校 8 校]

注) 平成 26 年度の数值は，聴き取り速報値である。△は，減少を示す。

(1) 暴力行為の発生件数及び状況について

【件】

年度 校種	平成 26 年度注)	平成 25 年度	増減 (%)
小学校	156	198	△42 (△21.2%)
中学校	297	346	△49 (△14.2%)
高等学校	27	42	△15 (△35.7%)
合計	480	586	△106 (△18.1%)

暴力行為の発生件数は，合計で対前年度比 106 件，18.1%減少するとともに，小・中・高等学校いずれの校種においても減少した。効果的な取組としては，生徒指導の基準となる生徒指導規程を保護者に周知し，一貫性のある組織的な指導を実施したことや問題行動を起こした児童生徒に対する特別な指導の充実，学校が警察等の関係機関との連携を充実させたことなどが挙げられる。

(2) いじめの認知件数及び状況について

【件】

年 度	平成26年度 ^{注)}	平成25年度	増減 (%)
小学校	178	200	△22 (△11.0%)
中学校	141	123	18 (14.6%)
高等学校	13	11	2 (18.2%)
合計	332	334	△2 (0.6%)

いじめの認知件数は、合計で対前年度比2件、0.6%減少した。いじめの認知については、小・中・高等学校の各校種において、定期的なアンケート調査や個別面談、心理検査等により個や集団の実態把握を行うなど計画的な取組が進められている。

(3) 不登校児童生徒数及び状況について

【人】

年 度	平成26年度 ^{注)}	平成25年度	増減 (%)
小学校	221	217	4 (1.8%)
中学校	578	588	△10 (△1.7%)
合計	799	805	△6 (△0.7%)

不登校児童生徒数は、小・中学校合計で対前年度比6人、0.7%減少した。

小学校の指定校のうち、約6割の学校では、不登校が減少又は増減なしの状況であり、取組の成果は出ているものの、約4割の学校で微増している。

(4) 中途退学生徒数及び状況について

【人】

年 度	平成26年度 ^{注)}	平成25年度	増減
高等学校	150	154	△4 (△2.6%)

中途退学生徒数は、対前年度比4人、2.6%減少した。

平成25年度生徒指導集中対策指定校8校の退学者数は、指定前年度の平成24年度には200名を超えていたが、平成25年度から2年連続ほぼ同水準を維持している。継続的な取組として、新入生の状況を共有するために早期に中高連携を実施したこと、問題行動の未然防止や適切な初期対応のために生徒指導規程の周知や警察等関係機関との連携を充実したことなどが挙げられる。

3 平成27年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）について

(1) 指定校数について

【校】

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	65 (△4)	49 (5)	8	122 (1)
生徒指導集中対策指定校	1 (△3)	19 (2)	2	22 (△1)
スクールサポーター配置校	—	13 (1)	—	13 (1)

() 前年度比較増減

(2) 取組の柱について

ア 児童生徒の問題行動が起こった場合は、適切に初期対応を行うとともに、正確な事実確認を行う。また、生徒指導部会を開催し、事実に基づいて、当該児童生徒の校内での指導、家庭への支援等、指導方針を明確にする。

イ 各教科や特別活動等において、体験活動を充実させることで、社会性をはぐくみ、児童生徒間の絆を強め、望ましい集団を育成する。その際には、ねらいを明確にし、他の教育活動との関連を十分に図り、組織的、計画的に実施する。

ウ 小・中学校において9年間を見通した指導を行うための小中連携を図るとともに、学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして、警察や福祉機関等と連携を進める。

平成27年度生徒指導集中対策指定校及び生徒指導実践指定校一覧

PT○：生徒指導集中対策指定校
SS●：スクールサポーター配置校

【小・中学校】

市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS	教育事務所等	市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS	
広島市	吉島東			吉島	○	●	西部	呉市	仁方			仁方			
	吉島								阿賀			阿賀			
	福木			福木	○				和庄						
	向洋新町			大州	○	●			本通						
	庚午			庚午	○	●		—			昭和				
	草津							竹原市	竹原西			竹原	○	(●)	
	真亀			落合	○	●		大竹市	大竹			大竹			
	落合東							東広島市	寺西			中央	○	●	
	可部南			可部	○	●			高美が丘			高美が丘			
	八幡東			三和	○	●		郷田			—				
	江波			江波				廿日市市	—			野坂	○	●	
	上温品			温品		廿日市					廿日市				
	温品					阿品台西					阿品台				
	—			戸坂					友和			佐伯			
	天満			観音				平良			—				
	観音							大野東			—				
	己斐			己斐				府中町	府中中央			府中緑ヶ丘	○	●	
	亀山			亀山					府中			府中			
	亀崎			亀崎				熊野町	熊野第三			—			
	三入			三入					芸北支所	安芸高田市	吉田	○		吉田	○
	五日市中央			五日市				小田東				甲田			
	五日市							五日市南				安芸太田町	加計		—
	—			—				北広島町		壬生		—			
	竹屋			—				東部	三原市	—			第二	○	●
	中山			—						本郷			本郷		
	尾長			—						田野浦			—		
宇品			—			沼田東					—				
井口台			—			尾道市	栗原				栗原	○	●		
八木			—				栗原北				吉和	○			
上安			—				吉和				吉和	○			
梅林			—				久保				久保				
福山市	—			新市中央	○		府中市		高須			高西			
	—			神辺	○	●			因島南			—			
	—			東				因北			—				
	—			培遠				府中			府中	○	●		
	—			松永			北部	三次市	十日市			十日市			
	—			誠之				八次			八次				
						庄原市	庄原			庄原	○				

【高等学校】

	高等学校	PT	SS
県立	沼南	○	
	府中東	○	
	松永		
	黒瀬		
	河内		
	安西		
	神辺		
福山商業			

＜参考＞

区分	生徒指導 実践指定校数	生徒指導 集中対策指定校数	
		(PT) ○	スクールサポーター 配置校数 (SS) ●
小学校	65	1	—
中学校	49	19	13
高等学校	8	2	—
合計	122	22	13

- 注1) 「—」は、小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。
 注2) 「PT」の欄の○印は、生徒指導集中対策指定校を示す。
 注3) 「SS」の欄の●印は、生徒指導集中対策指定校のうち、スクールサポーター配置校を示す。
 注4) 「SS」の欄の(●)印は、市町の費用負担パイロット事業によるスクールサポーターの派遣を示す。